ドーピング通報窓口ガイドブック

JAPAN SPORT
COUNCIL
日本スポーツ振興センター

スポーツ・インテグリティ・ユニット

2025年3月

ドーピング通報窓口とは

尿検査、血液検査等のドーピング検査により発見できる
アンチ・ドーピング規則違反行為は限定的です。
ドーピング通報窓口は、検査だけでは特定が困難な
アンチ・ドーピング規則違反について
重要な手掛かりとなり得る情報を
広く収集することを目的に設置されました。
皆さんの勇気ある通報が
違反の早期発見に繋がる可能性があります。
アンチ・ドーピング規則違反が疑われる行為を見たり聞いたりしたら
ドーピング通報窓口へ情報をお寄せください。

ドーピング通報窓口

ドーピング通報窓口へのアクセス方法

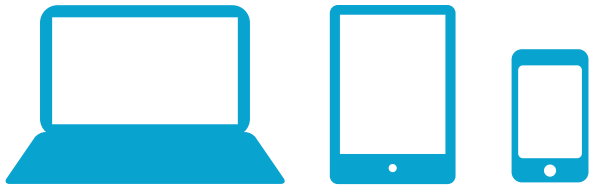

パソコン タブレット スマートフォン などから

「ドーピング通報」で検索。

または、下記 QRコード からもアクセスが可能です。

ドーピング通報窓口

ドーピング通報 検索

https://www.report-doping.jpnsport.go.jp

本ガイドブックや動画などのドーピング通報窓口紹介ツールは右のQRコードもしくは下のURLからダウンロードできます。

https://www.report-doping.jpnsport.go.jp/form/dl.html

通報できる人

どなたでも通報できます!

アスリート、サポートスタッフ、競技団体の役職員等といったスポーツ関係者からはもちろん、スポーツに直接携わっていない方からの通報も受け付けています。

アスリート

監督・コーチ

トレーナー

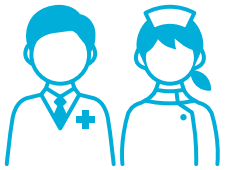

医療関係者

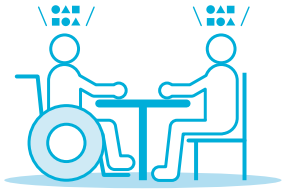

家族・友人

メディア

関係機関

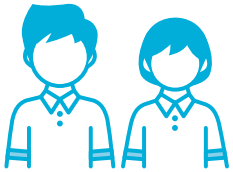

会場スタッフ

通報の対象者

該当するか不明な場合でも、まずは情報をお寄せください。

次の条件に当てはまるアスリートとサポートスタッフが通報の対象者です。

アスリート

- オリンピック競技大会日本代表選手
- パラリンピック競技大会日本代表選手
- 公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）が認定するオリンピック強化指定選手
- 公益財団法人日本パラスポーツ協会（JPSA）
  日本パラリンピック委員会（JPC）が認定する強化指定選手
- 公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（JADA）の登録検査対象者リスト（RTP）
  または検査対象者リスト（TP）に含まれるアスリート

サポートスタッフ

- オリンピック競技大会又はパラリンピック競技大会における
  日本代表選手団の監督・コーチ等
- JOC又はJPSA/JPCの委嘱ナショナルコーチ及び専任コーチ
- JOC又はJPSA/JPCの委嘱強化スタッフ

アンチ・ドーピング規則 違反行為

次の11項目に該当する行為、かつ、通報時から過去 4年以内の行為が通報対象です。

1. 採取した尿や血液に禁止物質が存在すること
2. 禁止物質・禁止方法を使用、または使用を企てること
3. ドーピング検査を拒否または避けること
4. 居場所情報関連の義務を果たさないこと
5. ドーピング・コントロール※の一部に不正な干渉、または不正な干渉を企てること ※ドーピング検査の一連の流れのこと
6. 正当な理由なく禁止物質・禁止方法を持っていること
7. 禁止物質・禁止方法を不正に取引すること、または不正取引を企てること
8. アスリートに対して禁止物質・禁止方法を使用または使用を企てること
9. アンチ・ドーピング規則違反を手伝い、促し、共謀し、関与する、または関与を企てること
10. アンチ・ドーピング規則違反に関与していた人とスポーツの場で関係を持つこと
11. ドーピングに関する通報を阻止したり、通報に対して報復すること

日本アンチ・ドーピング機構（JADA）が運営する
CLEAN SPORT Athlete Siteでは、以下について確認できます。

- アスリートの競技レベルやサポートスタッフ等のカテゴリー別に必要となるアンチ・ドーピング活動の情報
- なぜ、アンチ・ドーピングが必要なのか
- 違反をすると、どうなるの？等

JADAクリーンスポーツ・アスリートサイト

通報対象の具体例

具体例 1

アスリートの部屋に
不審な大量の
血液バッグや注射針が
あった。

具体例 2

検査を避けるために
居場所情報登録を
直前に何度も変更する
アスリートがいる。

具体例 3

アスリートの薬箱に
禁止物質が入っている
のを見た。

具体例 4

アスリートが、
競技力を向上させる薬を
クリニックで処方されたと
SNSに載せている。

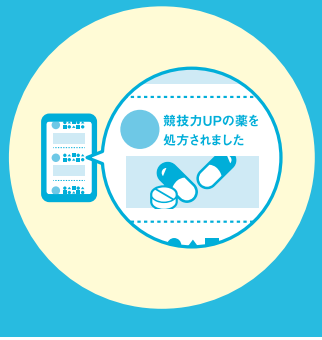

具体例 5

コーチから
「結果を出すために必要だ」と
禁止物質を摂取するように
何度も勧められる。

具体例 6

アンチ・ドーピング規則違反で
資格停止中の監督が
トレーニングや
戦術の指導をしていた。

具体例 7

チームドクターがアスリートに対して、
ドーピング検査で
見つからない方法を
指導しているのを聞いた。

具体例 8

違反行為を
通報したら
報復するぞと脅された。

禁止物質や禁止方法は下記の方法で調べることができます。

● 禁止物質・禁止方法を調べる

JADAウェブサイト内、
ルールと規則違反「禁止表国際基準」
※禁止表は毎年1月1日に更新されます。

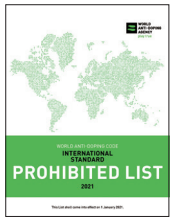

● 禁止物質が含まれているか調べる

Global DRO JAPAN

通報いただく内容

必ず入力していただく項目

- 違反が疑われる者の氏名
- 競技種目名
- 具体的に何をしたのか

「いつ」、「どこで」、「禁止物質名」、「文書、音声、画像」等、
詳細情報を多く提供いただくほど、よりスムーズな調査につながります。

通報は無記名でもOK

通報する方のお名前、ご連絡先は未入力でも通報できます。

自信がなくてもOK

- 「違反行為かどうか自信がない」「証拠がない」
- 「対象者に該当するかわからない」
- 「通報するほどの内容じゃないかもしれない」

通報後の流れ

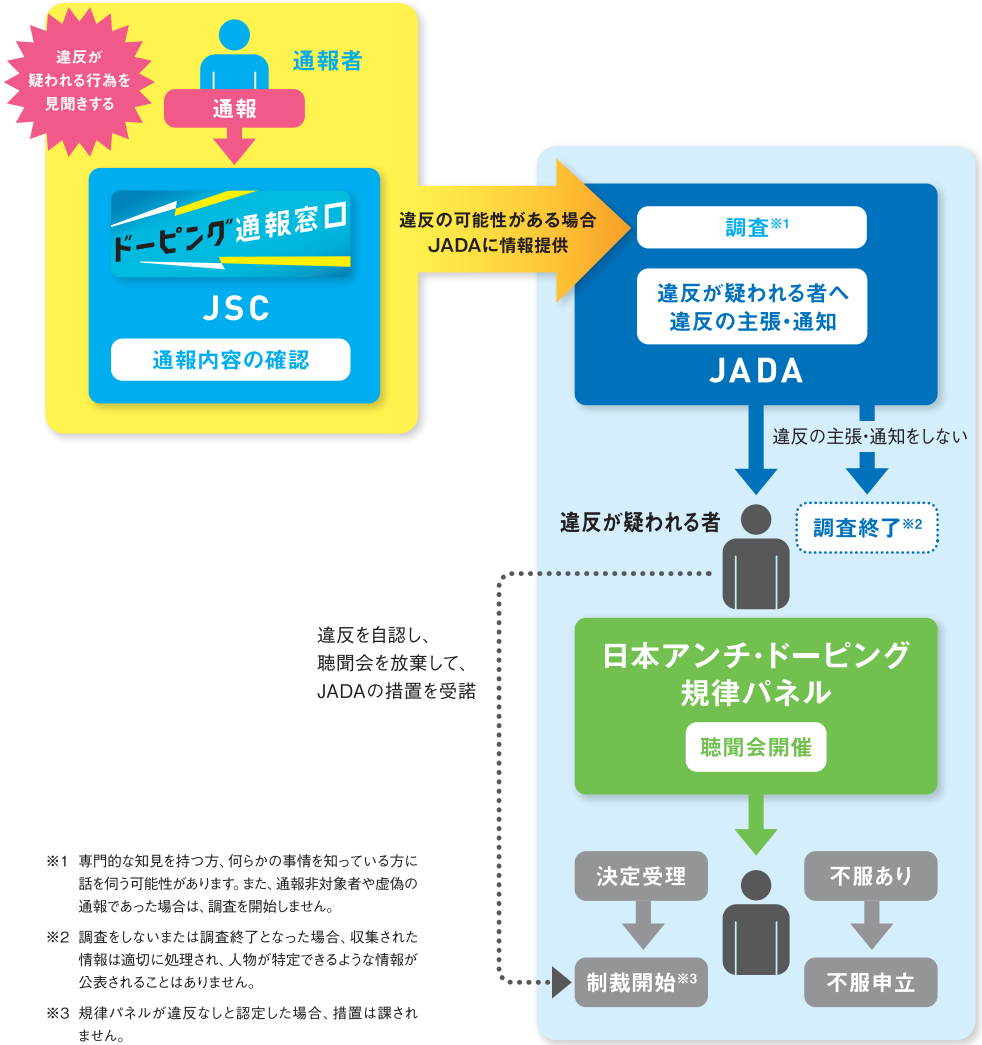

※1 専門的な知見を持つ方、何らかの事情を知っている方に話を伺う可能性があります。また、通報非対象者や虚偽の通報であった場合は、調査を開始しません。

※2 調査をしないまたは調査終了となった場合、収集された情報は適切に処理され、人物が特定できるような情報が公表されることはありません。

※3 規律パネルが違反なしと認定した場合、措置は課されません。

調査にご協力いただける場合を除き、通報後に調査担当者から通報者へ連絡がいくことはありません。また、調査の進捗状況等については、プライバシーへの配慮等から、お問い合わせがあってもお伝えしていません。

通報の取扱い

通報情報をもとに適切な事実確認と手続きを行うため、**通報されたすべての情報が違反認定されたり措置が課されたりするわけではありません。**

聴聞会

「なぜ禁止物質を保有していたか」等、違反が疑われる者が自身の意見を述べ、関連資料を提出することができる場です。

聴聞会後、日本アンチ・ドーピング規律パネルにより違反の有無の認定及び措置の決定等がなされます。

不服申立て

聴聞会後の日本アンチ・ドーピング規律パネルの決定に不服がある場合、その決定から**21日以内に、該当する申立先に不服を申立てることができます。**

	不服申立先
国内競技者、JADA指定RTPA/TPA※、サポートスタッフ	公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（JSAA）
国際競技連盟（IF）指定RTPA/TPA、国際競技会参加による事案	スポーツ仲裁裁判所（CAS）

※RTPA/TPA:登録検査対象者リスト（RTP）または検査対象者リスト（TP）に含まれるアスリート

参考

- 日本アンチ・ドーピング規律パネル
- 公益財団法人日本スポーツ仲裁機構
  「覚えておきたいドーピング仲裁ガイド!!」

よくある質問 Q & A

Q ドーピング通報窓口とは何ですか。

A ドーピング通報窓口は、アンチ・ドーピング規則違反を特定するための重要な手掛かりとなり得る情報を広く収集することを目的として、公的機関である独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）に設置されたものです。

Q ドーピング通報窓口を運用する日本スポーツ振興センターは、どのような組織ですか。

A JSCは、法律に基づき設立された、スポーツ振興と児童生徒等の健康保持増進を図るための独立行政法人であり、「スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する業務」（JSC法第15条1項6号）を実施している組織です。

JSC公式サイト

Q 日本のアンチ・ドーピング活動における JSCの役割と権限は何ですか。

A JSCの役割と権限は、次の法令及び日本アンチ・ドーピング規程に定められています。

- スポーツにおけるドーピング防止活動の推進に関する法律（平成30年法律第58号）
- スポーツにおけるドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（平成31年3月14日施行）
- 日本アンチ・ドーピング規程

Q 誰が通報できますか。

A どなたでも通報できます。アスリート、サポートスタッフ、競技団体の役職員等といったスポーツ関係者はもちろん、観戦者、会場スタッフ、メディアの他、スポーツに直接関わっていない方も通報可能です。

Q サポートスタッフとは誰のことを指していますか。

A 世界アンチ・ドーピング規程では、スポーツ競技会に参加し、又は、そのための準備を行うアスリートと共に行動し、治療を行い、又は、支援を行う監督、コーチ、トレーナー、代理人、チームスタッフ、医療従事者、親又はその他の人と定義されています。

Q 日本語以外の言語でも通報できますか。

A 日本語による通報のみを受け付けています。なお、他の言語での通報をご希望の場合は、世界アンチ・ドーピング機構（WADA）または国際検査機関（ITA）の通報窓口をご利用ください（本ガイドブック20ページ参照）。

Q どのような手段で通報できますか。

A 専用のオンラインフォームをご利用ください。

ドーピング通報窓口

Q 私（通報者）の名前や連絡先を伝えずに通報できますか。

A 無記名でも通報可能です。必須項目（違反が疑われる者の氏名、競技種目、具体的に何をしたのか）以外は任意での入力ですので、お答えいただける範囲の情報をご提供ください。

Q 私（通報者）の名前や連絡先をJSC以外の第三者※に知られたくないのですが、私の個人情報はどのように扱われますか。

※通報対象のアスリートやサポートスタッフ、行政機関、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（JADA）等

A 個人情報の保護に関する法律第69条1項、同条第2項又は第71条第1項で定める場合を除き原則として、JSCの担当者以外の第三者にあなた（通報者）の個人情報を提供することはありません、また、個人情報の取扱いについては「個人情報の保護に関する法律」等に従って適切に対処し、職員には守秘義務を課しておりますので、ご安心ください。

Q 通報は公益通報者保護法による保護の対象になりますか。

A 公益通報保護法による保護の対象ではありません。

Q どのような行為が通報対象となるのでしょうか。

A 世界アンチ・ドーピング規程第2条及び日本アンチ・ドーピング規程第2条に規定する状況又は行為に該当するものが対象となります（本ガイドブック6～7ページ参照）。また、原則として、通報の時から遡って4年以内の行為を対象としています。

Q 通報しようとしている事実が違反行為と言えるかどうかに自信がなく、通報することが適切かどうか迷っています。どうすればいいですか。

A ご自身で判断のつかない情報でも調査の重要な手がかりとなる可能性がありますので、まずは情報をお寄せください。

Q どのような人が通報の対象となるのでしょうか。

A 本ガイドブック5ページに記載のアスリート及びサポートスタッフが通報対象者です。なお、外国籍のアスリート・サポートスタッフについて通報する場合は、WADAまたはITAの通報窓口をご利用ください（本ガイドブック20ページ参照）。

Q 通報対象者に該当するかどうか判らない場合、通報できないのですか。

A 通報対象者に該当するかどうか判らない場合でも通報できます。ためらわず通報ください。

Q 何らかの証拠がないと通報できませんか。

A 文書や写真といった客観的な証拠がなくても通報できます。ご自身の目撃情報や伝聞情報等についても通報ください。

Q 通報の際にはどの程度詳しい情報を伝える必要がありますか。

A 違反が疑われる者の氏名と競技種目、具体的に何をしたのかは入力必須項目です。その他は任意ですので、知られたくない事項や不明な項目に関しては未入力のまま通報できますが、可能な限り多くの具体的な情報（いつ、どこで、どうやって、禁止物質名、文書、音声、画像等）をお寄せいただくとスムーズな調査につながります。

Q 通報後、どのような流れで調査活動がなされるのですか。

A アンチ・ドーピング規則違反の可能性がある場合、JSCからJADAに情報提供します。JADAが調査開始と判断した場合、各種情報収集を実施し、得られた情報を総合的に判断し、アンチ・ドーピング規則違反の有無を検討します。

なお、日本アンチ・ドーピング規程に基づき、アンチ・ドーピング規則違反が疑われるアスリート等に対して違反の通知・主張をするか否かについてはJADAが判断します。JADAによる違反の通知・主張がなされ、本人が希望した場合、日本アンチ・ドーピング規律パネルによる聴聞会が開催されます。その上で同パネルにより違反の有無の認定及び措置の決定等がなされることになります（本ガイドブック12～13ページ参照）。

Q ドーピング調査は捜査なのでしょうか。

A ドーピング調査は任意の調査であり、起訴し刑罰を科すことを目的とした捜査ではありません。

Q 通報した場合、ドーピング調査の状況等について報告してもらえるのですか。

A 調査開始の有無や進捗状況等については、調査の適正な遂行やプライバシーへの配慮等の観点から、原則としてお伝えしていません。

Q 通報するだけでなくドーピング調査に協力したいのですが、どうすればよいですか。

A 通報する際に、オンラインフォームにお名前やご連絡先をご入力ください。必要と判断した場合に、メールでの連絡や電話又は面談による聴取等を通じて更なる情報提供のご協力のお願いをさせていただく場合があります。

Q 証拠データを添付して通報したいのですが、どうしたらよいですか。

A 写真や画像、文書等のデータをお持ちの場合は、通報する際にオンラインフォームにお名前やご連絡先をご入力ください。個人情報保護等の観点から、真に必要と判断した場合のみデータ送付先をお伝えします。

Q 通報に犯罪行為の情報が含まれている場合にはどうなりますか。

A 犯罪行為の情報（例:アスリートが大麻を所持していた等）については、警察等の捜査機関に通報するようにしてください。なお、通報に犯罪行為の情報が含まれる場合には、JSCが警察等の捜査機関に情報提供する場合があります。

Q 虚偽の内容を虚偽とわかっているのにもかかわらず、事実として通報した場合にはどうなりますか。

A JSCに対する偽計業務妨害罪等の犯罪に該当する可能性がありますので、そのような通報はお控えください。

Q ドーピング検査の計画・実施や禁止物質等について通報窓口で確認できますか。

A 通報窓口は、アンチ・ドーピング規則違反行為の通報以外は受け付けていません。その他のドーピングに関する情報については、JADA公式ウェブサイトにてご確認ください（本ガイドブック20ページ参照）。

関連リンク

世界アンチ・ドーピング機構（World Anti-Doping Agency; WADA）

世界規模でドーピング防止活動を推進する国際機関であるWADAの公式ウェブサイトでは、ドーピングに関する最新の情報を紹介するほか、日本を含む世界のアンチ・ドーピング規則違反行為について通報できる窓口 Speak Up! が設置されています。

Speak Up!
（英語・フランス語・スペイン語対応）

国際検査機関（International Testing Agency; ITA）

オリンピックなどの大規模イベントや国際競技連盟に対し、ドーピング検査の企画・立案・実施等のサービスを提供している国際機関であるITAの公式ウェブサイトでは、主にドーピング検査と調査に関する最新情報を紹介しています。また、日本を含む世界のアンチ・ドーピング規則違反行為について通報できる窓口REVEALが設置されています。

REVEAL
（日本語、英語 他 各言語対応）

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（Japan Anti-Doping Agency; JADA）

JADA公式ウェブサイトでは、アンチ・ドーピングの基礎知識やドーピング検査等について、詳しく紹介しています。

JADA公式サイト

JADAが運営するCLEAN SPORT Athlete Siteではクリーンスポーツを支えるスポーツの価値、クリーンアスリートとして守るべきアンチ・ドーピングのルール及び手続きをイラストや動画を用いてわかりやすく紹介しています。

JADAクリーンスポーツ・
アスリートサイト

その他

禁止物質・禁止方法を調べる

- JADA公式ウェブサイト内、
  ルールと規則違反「禁止表国際基準」

  ※禁止表は毎年1月1日に更新されます。

禁止表国際基準

禁止物質が含まれているか否かを専門家と確認する

- 医療従事者向けページを医師・薬剤師へ案内

処方前の確認

処方された薬が禁止薬物ではないか調べる

- 薬・成分検索システムで禁止物質かどうか
  検索できるGlobal DRO JAPANで確認

Grobal DRO JAPAN

日本アンチ・ドーピング規律パネルについて調べる

- JSCウェブサイト内、
  「日本アンチ・ドーピング規律パネル」で確認

日本アンチ・ドーピング
規律パネルについて

ドーピングに関する仲裁について調べる

- 日本スポーツ仲裁機構ウェブサイト内、
  「覚えておきたい!ドーピング仲裁ガイド!!」で確認

覚えておきたい!
ドーピング仲裁ガイド!!

皆さんが持つ貴重な情報は、
どんな些細なことでもクリーンでフェアなスポーツと
アスリートを守ることに繋がります。

ドーピング通報窓口は、情報の秘匿性と通報者の
匿名性を確保し、安心して通報できる環境を整えました。

アンチ･ドーピング規則違反が疑われる行為を
見たり聞いたりしたら、ドーピング通報窓口へ。

皆さんからの情報をお待ちしています。